

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

公的年金にも税金？

Q：私は、来年から厚生年金を受けることになります。厚生年金にも税金がかかるのでしょうか。

A：老齢厚生年金や老齢基礎年金等の公的年金にも、雑所得として所得税と住民税が課税されます。

ただし、課税にあたっては、「公的年金等控除額」として、受け取った公的年金等の収入金額から一定額を控除する制度が設けられています。

公的年金等控除額は、年齢、収入金額によって違います。年齢は65歳未満と65歳以上で分けられ、65歳未満は最低70万円、65歳以上は最低140万円の控除額が保証されています。

毎年、11月になると、社会保険庁から翌年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきます。これを返送すると、源泉徴収時に公的年金等控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、障害者控除が受けられます。

公的年金の受給額が、178万円（65歳未満については108万円）以上であれば、源泉徴収の対象となります。

したがって、年金の受給額が多く、源泉所得税が徴収されている人は、公的年金等以外の所得が赤字であるとか、あるいは、社会保険料控除、生命・損害保険料控除、医療費控除、雑損控除、寄付金控除などの適用があるような場合、確定申告により還付を受けられる可能性もあります。

